

第12次仙台市交通安全計画(中間案) 概要版

仙台市交通安全対策会議

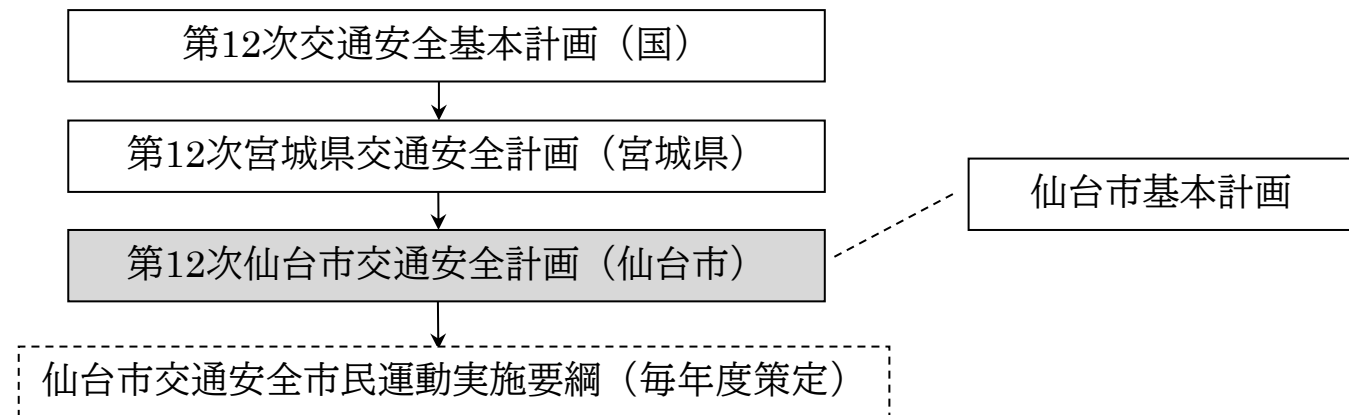
第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の目的

この交通安全計画は、交通安全対策基本法の規定により、宮城県が策定する「第12次宮城県交通安全計画」に基づき、**本市の交通安全施策の大綱**を定めるものです。

第2節 計画の位置付け

- 本計画は、「第12次宮城県交通安全計画」に基づき、仙台市基本計画や本市の分野別の諸計画との整合を図ったものとします。
- 交通安全思想の普及徹底に関しては、本計画に基づき毎年度「仙台市交通安全市民運動実施要綱」を定め、市民や関係機関・団体等と連携し、交通安全に取り組んでいきます。



第3節 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

第4節 基本理念

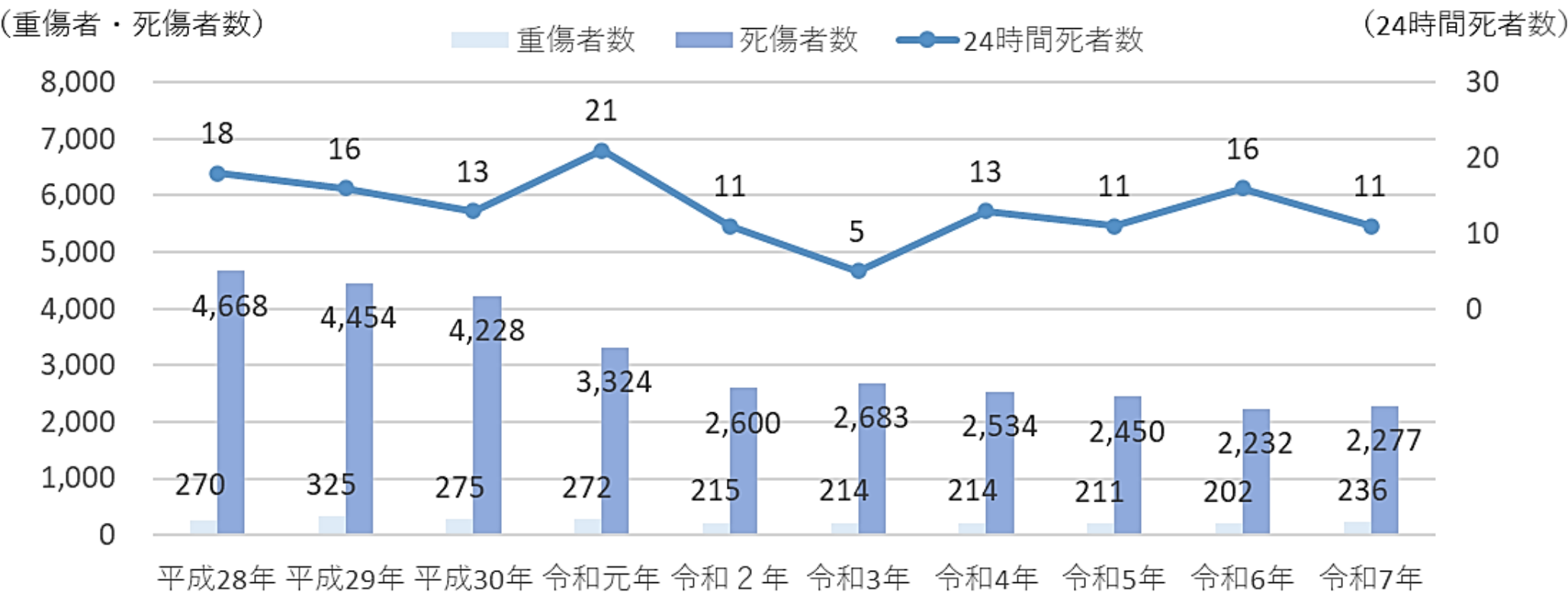
- ◆人命尊重の理念に基づき、交通事故を起こさない・起こさせないという強い意識の下、悲惨な交通事故の根絶を目指します。
- ◆特に、自動車と比較して弱い立場にある歩行者、中でも高齢者や障害者、こども等の交通弱者の安全を一層確保するため、「人優先」の交通安全思想を計画の基本理念とし、取り組みを進めます。

第2章 仙台市の交通事故の状況と目標

第1節 交通事故の状況

本市における過去10年間の交通事故の発生件数や死傷者数などは、全体としては減少傾向にあります。24時間死者数は令和3年に目標を達成し過去最少の5人となりましたが、近年は増減を繰り返し下げ止まりの様相も見られます。交通事故死傷者数は減少傾向が続いており、令和5年に目標達成した以降も継続して達成しています。また、交通事故重傷者数は令和6年に目標を達成し改善がみられる一方で、目標に至らない年も見受けられ、引き続き取組みの推進が求められます。

	第10次仙台市交通安全計画期間						第11次仙台市交通安全計画期間					
	目標値	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和 2 年	目標値	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
交通事故発生件数 (件)	—	3,787	3,673	3,467	2,743	2,146	—	2,233	2,165	2,016	1,855	1,902
24時間交通事故死者 (人)	17以下	18	16	13	21	11	10以下	5	13	11	16	11
交通事故死傷者数 (人)	—	4,668	4,454	4,228	3,324	2,600	2,500以下	2,683	2,534	2,450	2,232	2,277
交通事故重傷者数 (人)	—	270	325	275	272	215	210以下	214	214	211	202	236



第2章 仙台市の交通事故の状況と目標

第2節 交通安全計画における目標

交通事故のない社会の実現は究極の目標であり、交通事故死ゼロに一步でも近づけるため、国及び宮城県の目標も参考にしつつ、これまでの計画期間における交通事故死傷者数の推移等から、死傷者等をさらに減少させるように目標を設定します。

新たな目標

- 目標① 令和12年までに年間の24時間交通事故死者数を8人以下とする
- 目標② 令和12年までに年間の交通事故死傷者数を1,900人以下とする
- 目標③ 令和12年までに年間の交通事故重傷者数を200人以下とする

前回計画の目標

- 目標① 令和7年までに年間の24時間交通事故死者数を10人以下とする
- 目標② 令和7年までに年間の交通事故死傷者数を2,500人以下とする
- 目標③ 令和7年までに年間の交通事故重傷者数を210人以下とする

参 考

○第12次交通安全基本計画(国)における令和12年までの目標値

- ① 24時間交通事故死者数 1,900人以下(30日以内死者数2,300人以下)
- ② 交通事故重傷者数 20,000人以下

○宮城県第12次交通安全計画における令和12年までの目標値

- ① 24時間交通事故死者数 37人以下 (30日以内死者数についても同様に減少させる)
- ② 交通事故死傷者数 4,000人以下
- ③ 交通事故重傷者数 440人以下

第3章 交通安全のために推進すべき対策

第1節 交通事故減少のために考えるべき視点

多様な主体に対する交通安全対策の充実・強化を基本としながら、生活道路における速度規制の導入や新たなモビリティに対応した安全教育の推進に取り組みます。

さらに、増加する外国人住民への対応や、自動運転など先端技術の進展を踏まえた新たな課題に対して的確に対応していきます。

1 高齢者を交通事故から守るとともに
交通事故を起こさないための総合的な対策

2 こどもの安全確保のための環境整備

3 歩行者の安全確保のための意識変容

4 自転車の安全確保のための法令遵守と
通行環境の整備

5 外国人の交通安全対策の推進 **新たな視点**

6 特定小型原動機付自転車を始めとする **新たな視点**
小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進

7 生活道路における歩行者等の安全確保

8 先端技術の活用促進

9 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

10 地域が一体となった交通安全対策の推進

第3章 交通安全のために推進すべき対策

第2節 今後推進すべき施策

1 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- 《**拡充**》・ 幼児～高校生、成人(大学生・社会人)、高齢者等に対し、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 **Point** 免許を持たない若者へのSNSによる啓発、高齢化進展に伴う各種対応の推進
- 《**新規**》・ 外国人に対する交通安全教育の推進 **Point** 日本語学校や外国人雇用主による交通安全教育、訪日外国人へ向けた多言語対応の広報啓発の推進等

(2) 協働による効果的な交通安全活動の推進

- 《**拡充**》・ 各関係団体や交通ボランティアと連携した交通安全活動の推進
Point 交通安全協会や仙台市交通安全母の会連合会等による交通ボランティア活動の支援及び仙台市交通指導隊の活動の充実
- 《**拡充**》・ 多様な方法による交通安全活動の推進 **Point** 地域毎の特性を踏まえた啓発教材作成・地域イベントでの啓発活動推進

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

- 《**拡充**》・ 横断歩行者の安全確保 **Point** 横断歩行者の法令違反割合が高いこと、高齢歩行者の行動特性への注意喚起
- 《**拡充**》・ 自転車の安全利用の推進 **Point** 青切符制度適用に伴う啓発強化、全年齢層への自転車ヘルメットの着用促進、歩行者優先意識を根付かせる交通安全教育の充実等
- 《**拡充**》・ 自動車の安全運転の推進 **Point** あおり運転・ながらスマホ等防止のための啓発強化、チャイルドシートの正しい使用の徹底
- ・ 高齢者の交通事故防止の推進
- 《**新規**》・ 新しい小型モビリティの安全対策 **Point** 特定小型原動機付自転車及びペダル付き電動バイクへの安全対策の推進
- ・ 効果的な広報の実施

第3章 交通安全のために推進すべき対策

第2節 今後推進すべき施策

2 道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における人優先の安全安心な歩行空間の整備

- 《**拡充**》・生活道路等における交通安全対策の推進 **Point** 「ゾーン30」や「ゾーン30プラス」等の対策実施検討
- ・通学路等における交通安全の確保
 - ・高齢者、障害者等の安全を確保する歩行空間等の整備

(2) 幹線道路等における交通安全対策の推進

- ・交通事故多発箇所における集中的な事故抑止対策及び都市計画道路等の整備

(3) 安全安心な道路環境の整備

- ・道路施設老朽化に備えた計画的な維持管理及び、災害発生時でも安全・安心な生活を支える道路交通の確保

(4) 路面標示等の適切な維持管理

- 《**新規**》・宮城県内道路路面標示連絡調整会議等の場を活用した、路面標示の適切な維持管理及び改善
- Point** 道路管理者と交通管理者の連携による効率的な路面標示点検方法の共有

(5) 自転車利用環境の整備

- 《**拡充**》・安全で快適な自転車利用環境の整備 **Point** 「仙台市自転車の安全な利活用推進計画2026-2030」に基づく自転車通行空間の整備推進
- ・放置自転車等の対策の推進

(6) 駐車対策の推進

- ・適正な駐車施設の確保及び、違法駐車防止の推進

第3章 交通安全のために推進すべき対策

第2節 今後推進すべき施策

3 車両の安全性の確保

(1) 自動車の検査及び点検整備に関する広報の推進

- ・「自動車点検整備推進運動」や「不正改造車を排除する運動」に関する広報活動の推進

(2) 高齢運転者に対する安全対策の推進

- ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置やドライバー異常時対応システム等の普及促進等による車両安全性の向上

(3) 自動運転車の活用の推進

- 《新規》・自動運転車の安全利用に向けた広報及び自動運転車活用の推進 **Point** 人手不足への対応+安全利用と活用の両方を推進

(4) 自転車の安全性の確保

- 《拡充》・自転車利用者への定期的な点検整備実施等に関する広報啓発 **Point** TSマークの普及や損害賠償保険への加入も併せて促進

4 救助・救急活動及び被害者支援の充実

(1) 救助・救急活動の充実

- ・救助・救急体制の整備・拡充
- ・救急医療体制の充実及び応急手当の普及啓発活動の推進

(2) 被害者支援の充実

- ・交通事故相談活動の推進

- 《拡充》・保険加入の促進 **Point** 新しいモビリティ(ペダル付き電動バイクや電動キックボード等)に対しても損害賠償保険への加入を促進